

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

和歌山県有田市長

公表日

令和8年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	軽自動車税は、4月1日時点に軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。 軽自動車等（軽自動車、原動機付自動車等）を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。 なお、生活保護法により扶助を受ける場合などは減免申請書を当該市町村にて受け付け、必要に応じて減免を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。（地方税第442条の2、第445条） ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。（地方税第447条） ③納税者に対し、納税通知書（税額決定通知書）と納付書を送付する。 ④納税者から減免申請書を受領する。（地方税第454条、有田市税条例第89条、第90条） ⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。 ⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付する。
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号） 第9条（利用範囲）第1項および別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条（平成26年内閣府・総務省令第5号）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条 表第48項 （軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	有田市役所 市民部税務課市民税係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	二重確認することで人為的ミスを防いでいる	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	紙媒体は、施錠可能な書庫にのみ保管している。 データは基幹システムに保管し、ID・パスワードを入力して利用可能となる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 経営管理部総務課市民税係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	-	追加	事後	新様式への対応
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	例規改正による号ずれ
令和7年12月18日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項および別表第一16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項および別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 (平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和7年12月18日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 27の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 表第48項 (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
令和7年12月18日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係	事後	
令和7年12月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月18日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	追加	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	追加	事後	新様式への対応
令和8年8月25日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	経営管理部総務課	市民部総務課	事後	
令和8年8月25日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
令和8年8月25日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合わせ 連絡先	有田市役所 経営管理部総務課市民税係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 市民部総務課市民税係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	